

岩手県告示第 702 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
医療法人社団 帰厚堂	紫波郡矢巾町大字広宮沢 第 1 地割 2 番地 181	訪問看護ステー ションやはば	紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第 6 地割 15 番 5 号	平成 18 年 1 月 10 日